令和３年５月13日

チーム　各位

金沢市学童野球連盟
理事長　吉田　裕行

金沢市学童野球連盟における新型コロナウイルスへの対応について（緊急通知）

令和３年５月９日に「石川緊急事態宣言」が発出され、５月31日までの限定した期間において日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛等の対応を県民に対してお願いしております。

この発出を受けて、令和３年５月10日に金沢市教育委員会と小学校が連名で「石川緊急事態宣言下の対応及び協力依頼等について」が配布されました。この通知は、学校教育に関する指導等であり、学校外の活動である金沢市学童野球連盟に対する直接的な指導ではありませんが、この通知を参考に更なる対策を講じていかなければいけないと考えております。

中学校では、練習や練習試合等は、「石川緊急事態宣言下の対応及び協力依頼等について」を遵守しつつ、子供達の練習等の成果を発表する各種公式戦は更なる対策を講じながらの開催となる方針です。

つきましては、令和３年５月15日から５月31日までの期間において以下の緊急措置を行いますので、各チームにおかれましては更なる対策をよろしくお願い致します。

記

1)　平日練習及び休日練習
- ✓ 平日は１時間程度とする。また、休日は２時間程度とする
- ✓ 出来る限り密にならないように配慮すると共に道具の使いまわしは行わない。なお、道具の使い回しを行う場合は消毒を行うこと。

2)　練習試合
- ✓ すべての練習試合を禁止とします。

3)　春季大会
- ✓ 大会は予定通り開催する。
- ✓ 但し、新型コロナウイルス対策を強化する。詳しくは「緊急事態宣言発令を受けての大会運営のあり方」を参照のこと。

4)　フレッシュジュニア春季大会
- ✓ 大会は６月１日以降の開催に順延する。詳しくは「緊急事態宣言発令を受けての大会運営のあり方」を参照のこと。
- ✓ 県大会や夏季大会の合間で開催する可能性もある。

5)　注意事項
- ✓ 各チームは、金沢市教育委員会及び小学校から通知された「石川緊急事態宣言下の対応及び協力依頼等について（令和３年５月10日時点）」を遵守してください。目に余る違反が確認された場合は、連盟規約第29条の処分もありうることを自覚し行動願います。

以上